資料５

◆（仮称）としま子どもの権利擁護センターの設置

子どもの権利を擁護する第三者機関として、中立性及び独立性を担保する「（仮称）としま子どもの権利擁護センター」を設置します。また、子どもからの相談を受けたり、子どもの権利擁護委員の補佐等をする「子どもの権利相談員」を新たに2名配置します。

子どもにとって親しみのある施設へアウトリーチしながら、子どもたちの相談や声から権利侵害を早期発見することで、子どもの権利救済につなげます。

▼事業イメージ図

第三者機関として
中立性及び独立性を担保

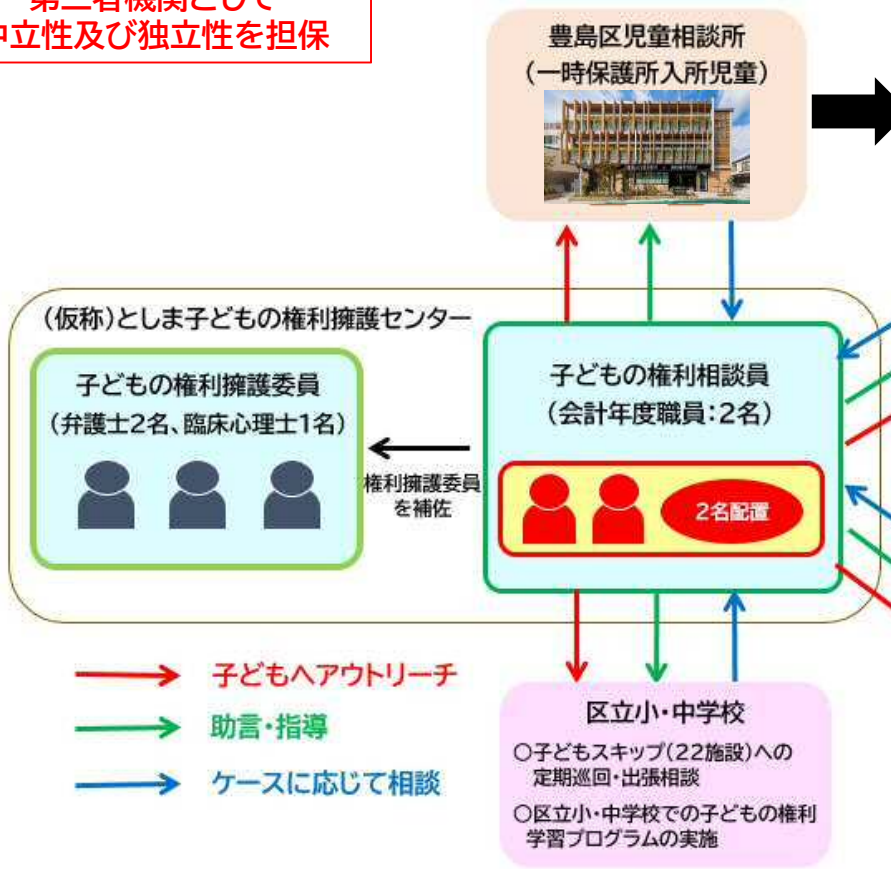

★一時保護所での権利侵害に対する権利擁護センターの対応

【①被措置児童等虐待があった場合】
→虐待案件受理機関へ通告。
【②入所者同士の人権侵害（いじめ等）があった場合】
→調査・調整を行い、必要に応じて是正要請を行う。
【③入所者から施設への不満・改善要望があった場合】
→調査・調整を行い、必要に応じて是正要請を行う。

※②、③については児童福祉審議会に報告。

【参考】豊島区子どもの権利擁護委員の職務
(1) 子どもの相談に応じ、その子どもの権利の救済及び回復のために、助言や支援をする。
(2) 子どもの権利侵害に関する救済の申立てを受け、必要な調査及び調整を行う。
(3) 子どもの権利侵害にかかわると判断される場合は、関係する団体又は個人に対して是正要請をする。
(4)是正要請を受けてとられた措置について、関係する団体又は個人から報告を求める。

「豊島区子どもの権利に関する条例」第23条より抜粋